

## 千葉市公告第366号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年6月24日

千葉市長 熊谷俊人

### 1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

千葉市図書館システム構築・運用保守業務委託

#### (2) サービス概要

仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から平成34年2月28日まで

#### (4) 履行場所

千葉市中央図書館及び本市が指定又は承認する場所

#### (5) 参考価格

予定価格は、平成28年度歳出予算措置額及び平成29年から平成33年度までの債務負担行為限度額の合計868,410,000円(消費税及び地方消費税〔8%〕相当額含む。)以内の金額で設定する。

なお、算定根拠は公表しない。

### 2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成28・29年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(3) 次に掲げるすべての事項を証明した者であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステム、又はプライバシーマーク又はTRUSTeを有すること。

イ 品質マネジメントシステムの認証（ISO9001）を取得していること、又はこれと同等の品質マネジメントシステム、又は環境マネジメントシステムの認証（ISO14001）を有すること。

ウ プロジェクトマネジメントを行う責任者として、国家資格であるプロジェクトマネージャの資格を有する者、又は本件と同種及び同規模以上のシステム開発・運用・保守等において、プロジェクトマネジメントに従事した経験を有する者を配置できること。

エ 過去5年の間に政令指定都市、中核市、県と同等の規模の地方公共団体等において同趣旨の業務委託等の実績があること。

(4) 次に掲げる本市が発注を行った案件の受注者（再委託先として本市の承諾を得た者及び当該受注者が共同企業体にあつてはすべての構成員を含む。）、当該受注者の親会社（会社法〔平成17年法律第86号〕第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、当該受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）及び当該受注者と同一の親会社を有する会社でないこと。

ア 図書館システム刷新計画策定支援業務委託

(5) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記（1）及び（2）の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記（3）の要件を満たしていること。

ウ すべての構成員が前記（4）の要件を満たしていること。

エ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

オ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 3 契約事務担当課

〒260-8733

千葉市中央区弁天3丁目7番7号 千葉市中央図書館

千葉市教育委員会事務局 生涯学習部中央図書館管理課

電話 043-287-4081（直通）

電子メール kanri.LIB@city.chiba.lg.jp

### 4 入札参加資格確認申請書等

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（午前9時30分から午後4時30分まで）。

イ 提出場所等 公告の日から平成28年7月7日（木）までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、平成28年7月6日（水）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者あてに入札参加資格確認結果通知書を平成28年7月14日(木)までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から平成28年7月7日(木)まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する(午前9時30分から午後4時30分まで)。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 公告の日から平成28年7月7日(木)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 平成28年7月6日(水)

エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 受付期間 平成28年7月14日(木)から平成28年7月21日(木)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 平成28年7月28日(木)

エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 平成28年8月3日(水)午前10時00分

郵送による場合は、平成28年8月2日(火)の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

(2) 入札及び開札の場所 千葉市中央図書館 2階会議室

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法 別記落札者決定基準に基づき、入札価格の評価である「価格点」に技術回答書及びデモンストレーションの評価である「技術点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点(総合評価点)の最も高い入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (6) 前記2(1)に該当しない者が、競争入札に参加するためには、平成28年7月6日(水)までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required  
Development and maintenance services for a Chiba City Library System
- (2) Date and time of bidding:  
Wednesday, August 3, 2016, 10:00 a.m.  
(Bids submitted by mail should be sent via registered mail and must be received by 5:00 p.m. on August 2, 2016)
- (3) Contact information:  
Management Division, Central Library,  
Lifelong Learning Department, Board of Education  
3-7-7 Benten, Chuo-ku, Chiba  
260-8733 JAPAN  
Tel. 043-287-4081  
Email: kanri.LIB@city.chiba.lg.jp
- (4) Note  
All procedures will be conducted in Japanese only.

## 別記 落札者決定基準

### 1 はじめに

#### (1) 基本的な考え方

「千葉市図書館システム構築・運用保守業務委託」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、千葉市図書館システム構築・運用保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で示す機能や性能などの要求事項に対する回答書（以下「技術回答書」という。）及びデモンストレーションの評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

#### (2) 本書の位置付け

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者に対して技術点及び価格点を付与し、千葉市図書館システム構築・運用保守業務委託の落札者を決定するための基準を定めるものである。

### 2 審査・評価機関等

#### (1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する千葉市図書館システム選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

#### (2) 審査・評価の方法

選定委員会は、技術回答書が仕様書及び技術回答書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

### 3 評価項目及び最高点

技術回答書及びデモンストレーションの評価である技術点の評価項目及び最高点と、入札価格の評価である価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

なお、入札者が作成する技術回答書のうち技術点の評価対象とするのは、「機能要求に対する回答書」と「提案項目に対する回答書」の2種類である。

表1 評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比重
技術点	1 機能要求に対する回答	490	49.0%
	2 提案項目に対する回答	175	17.5%
	3 デモンストレーション	35	3.5%
小計		700	70.0%
価格点	4 入札価格	300	30.0%
合計		1,000	100.0%

#### 4 技術点の評価方法

##### (1) 機能要求に対する回答

###### ア 目的

入札者が提案するパッケージソフトウェアが具備する機能と実現方法について評価することにより、本市に最適なパッケージソフトウェアを提案する事業者を選定することを目的とする。

###### イ 評価方法

機能要求に対する回答について、表2に基づき機能要求単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表2 機能要求に対する回答の評価及び配点割合

評価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価	0%
機能無し又は記述無し ( <u>必須要件の場合のみ</u> )	失格

##### (2) 提案項目に対する回答

###### ア 目的

本市が設定した提案項目に対する技術提案について、本調達を目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も技術力に優れた事業者を選定することを目的とする。

###### イ 評価方法

提案項目に対する技術提案について、表3に基づき提案項目単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表3 提案項目に対する回答の評価及び配点割合

評価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価または提案無し	0%

### (3) デモンストレーション

#### ア 目的

入札者が提案するパッケージソフトウェアの機能について、本市職員による実機操作によって、操作性及び視認性等を評価することにより、本市に最適なパッケージソフトウェアを提案する事業者を選定することを目的とする。

#### イ 評価方法

デモンストレーションの結果について、表4に基づき機能要求単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

なお、デモンストレーションの実施要領については、対象となる入札者に別途通知する。

表4 デモンストレーションの評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価	0%

## 5 技術点の算出方法

### (1) 得点(X)

設問毎の配点を表5のとおり設定し、この値に前記4の評価による配点割合を乗じた値を設問毎の得点とし、これを評価項目毎に合計した値を得点(X)とする。

### (2) 得点(Y)

前記4の評価による配点割合がすべて100%であると仮定した場合の、得点(X)に相当する値を得点(Y)とする。

### (3) 技術点の算出

3つの評価項目毎の得点を以下に示す数式例によりそれぞれ算出し、この合計値を技術点とする。

なお、有効数字については小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位の値を四捨五入するものとする。前記(1)及び(2)の計算途中における値も同様とする。

例として、機能要求に対する回答の得点計算方法を以下に示す。

$$\text{機能要求に対する回答} = 490 \times \left( \frac{\text{得点(X)}}{\text{得点(Y)}} \right)$$

表5 評価項目の設問数、配点及び得点(Y)の値

評価項目	設問数	配点	得点(Y)
1 機能要求に対する回答	937	0～12	10,290
2 提案項目に対する回答	4	100	400
3 デモンストレーション	10	5	50

※ 項目毎に配点が異なるため「1機能要求に対する回答」は「0点～12点」のような記載としている。(機能要求 内訳 機能：857、帳票：74、連携：6)

※ デモンストレーションの設問数及び配点は、別途定める。表中の設問数及び配点は仮定値である。

## 6 価格点の算出方法

入札価格に応じて、0点から300点の価格点を付与する。

価格点の算出方法は、公開しない。

## 7 落札者の決定方法

- (1) 前記5で算出した技術点と前記6で算出した価格点の合計が最も高い入札者を落札者とする。
- (2) 技術点と価格点の合計が最も高い入札者が2者以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。
  - ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
  - ② 技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。
  - ③ 技術点及び価格点が同点かつ入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。